

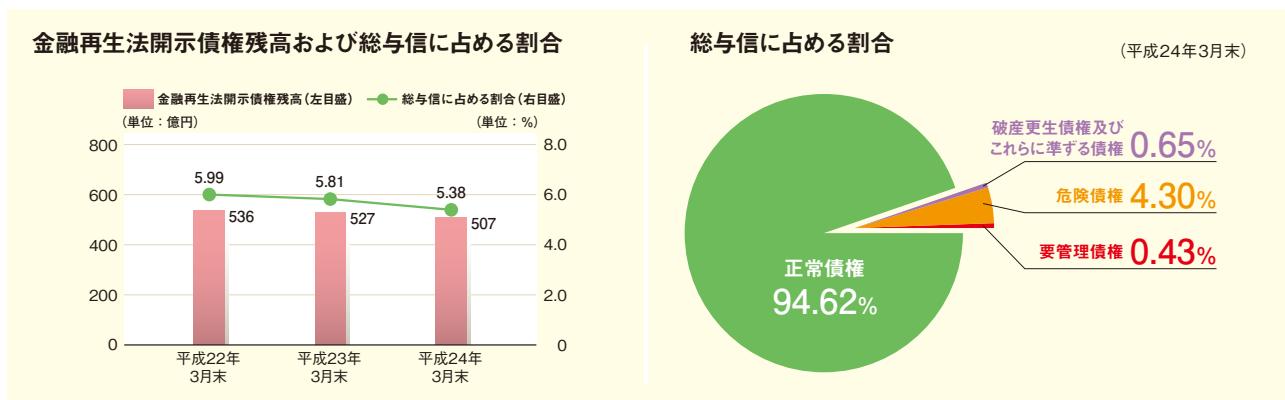
不良債権の状況（単体）

Kirayaka Bank

金融再生法開示債権

平成24年3月末の金融再生法に基づく開示債権は、前年同期比20億8百万円減少の507億34百万円、同不良債権比率は0.43ポイント低下の5.38%となりました。

今後も引き続き、お取引企業に対する財務内容改善等ノウハウの提供に係る経営支援、経営指導をこれまで以上に強化し、資産の健全化に努めてまいります。



保全状況

	債権額(A)	保全額(B)	担保保証等	貸倒引当金	保全率(B/A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	61	61	36	24	100.00%
危険債権	405	307	203	104	76.02%
要管理債権	40	9	4	4	22.39%
合計	507	378	245	133	74.60%

用語解説

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
- 危険債権 | 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
- 要管理債権 | 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。

※金額は単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、構成比については端数を調整して表示しているものを含んでおります。